

「公的年金からの特別徴収が開始される方」へのお知らせです。

住民税（市・県民税）の 公的年金からの引き落とし（特別徴収）について

住民税（市・県民税）のうち、公的年金等の所得に対する税額について公的年金から特別徴収する制度が平成21年10月から始まっています。

現在、住民税の納税義務のある方は、納付書または口座振替により納めていただいておりますが、公的年金等の所得に対する税額については、公的年金から特別徴収されることとなります。

※ 口座振替により、納付いただいている方も特別徴収となります。

この制度は、納税方法を変更するものであり、新たな税負担が生じるものではありません。

年金からの特別徴収 制度について…

年金保険者が年金支払時に住民税を引き落としとして、市へ直接納入する制度で、地方税法で定められたものです。全国共通の制度であり、東かがわ市だけの制度ではありません。
法律により定められており、個人の意思で納付方法を変更することは認められていません。

対象となる方は…

4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に対して住民税の納税義務のある方です。
ただし、次の方については、対象となりません。
・介護保険料が年金から引き落としされていない方
・引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える方 など

引き落としの 対象となる年金とは…

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等です。対象となる年金が複数ある場合には、介護保険料が引き落としされる年金と同じ年金が対象となります。
*対象となる年金は納税通知書1枚目の「通知番号」下の「年金の種類」、「支払者名称」に記載しています。

引き落としされる 住民税額は…

引き落とされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などに対しての住民税額は、これまでどおり給与からの引き落とし、または納付書等で納めていただくこととなります。
*税額は納税通知書の④「公的年金からの特別徴収税額」に記載しています。

引き落としが 中止となる場合は…

引き落とし開始後に年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり普通徴収（納付書などにより納める方法）により納めていただくこととなります。

令和5年10月支給分の年金から引き落としが始まります。

住民税の納め方の具体例

(例)年金所得のみで住民税の年税額が6万円の場合

●これまでの納め方

	納付書などで納付（普通徴収）			
納付月	6月	8月	10月	1月
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納めていただいていた。

●令和5年度の納め方

	納付書などで納付 （普通徴収）		年金から引き落とし （特別徴収）		
納付月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり、納付書などで納めていただきます。
10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを年金から引き落とします。

引き落とし（特別徴収）の開始は、令和5年10月支給分の年金からとなります。そのため令和5年度の税額のうち半分の税額は、6月と8月にこれまでどおり納付書などで納めていただく必要があります。

●令和6年度の納め方

	年金から引き落とし（特別徴収）					
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
区分	仮徴収額			本徴収額		
算出方法	令和5年度の年税額÷2の1/3ずつ			令和6年度の年税額の残りの1/3ずつ		

令和6年度の年税額決定前のため、4月・6月・8月は仮徴収額となり、令和5年度の年税額を2で割った税額の1/3ずつを引き落とします。10月・12月・2月は令和6年度の年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた、残りの税額を1/3ずつ引き落とします。

住民税の年金からの引き落とし制度（特別徴収）へのご理解とご協力をお願いします。

◇ お問い合わせ先 ◇
東かがわ市税務課 住民税グループ TEL 26-1216